
日立市地域防災計画

（ 津波災害対策計画編 ）

日立市防災会議

日立市地域防災計画 (津波災害対策計画編)

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的等	1
第 2 節 防災機関の業務大綱及び市民・事業者のとりべき措置	2
第 1 日立市	2
第 2 茨城県	2
第 3 指定地方行政機関	2
第 4 自衛隊	2
第 5 指定公共機関	2
第 6 指定地方公共機関	2
第 7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者	2
第 8 市民・事業者のとりべき措置	2
第 9 複合災害対策	2
第 3 節 津波被害の歴史等	3
第 1 津波被害の歴史等	3

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 津波対策に携わる組織整備	7
第 1 津波対策に携わる組織の整備	7
第 2 相互応援体制の整備	7
第 3 防災組織等活動体制の整備	8
第 2 節 情報通信ネットワーク整備等	9
第 1 災害情報通信設備の整備	9
第 2 防災情報システムの運用	10
第 3 情報通信網の整備	10
第 4 津波情報伝達に関する対策等	11
第 3 節 津波に強いまちづくり	13
第 1 基本的な考え方	13
第 2 防災空間の整備	15
第 3 市街地の整備	16
第 4 避難施設の整備	17
第 5 避難・退避に関する対策	19
第 4 節 防災重要施設の耐浪化	23

第 1	道路等及び交通施設の安全化	23
第 2	ライフライン等の耐浪対策	23
第 3	高圧ガス施設及び危険物施設の予防対策	25
第 4	消防設備等の整備	25
第 5 節	緊急輸送体制の整備	26
第 1	陸上輸送体制の整備	26
第 2	航空輸送体制の整備	26
第 3	海上輸送体制の整備	27
第 6 節	救援救護体制の整備	28
第 1	給水体制の整備	28
第 2	救急・救助体制の整備	29
第 3	応急医療体制の整備	29
第 4	災害廃棄物処理体制の整備	30
第 5	し尿処理体制の整備	30
第 6	「住」環境の整備	31
第 7	食糧・生活必需品供給体制の整備	31
第 7 節	要配慮者及び観光客等の安全確保対策	32
第 1	基本的な考え方	32
第 2	福祉のまちづくり	32
第 3	社会福祉施設等における対策	33
第 4	在宅要配慮者の救護体制の整備	34
第 5	外国人及び市外からの来訪者への防災対策	34
第 6	避難対策	35
第 8 節	燃料不足への備え	36
第 1	燃料の調達、供給体制の整備	36
第 2	重要施設・災害応急対策車両等の指定	36
第 3	災害応急対策車両専用・優先給油所の指定等	37
第 9 節	防災教育・訓練	38
第 1	基本的な考え方	38
第 2	防災教育の充実	41
第 3	防災訓練の充実	42
第 10 節	り災証明書発行体制の整備	43
第 1	り災証明書発行体制の整備	43
第 3 章	災害応急対策計画	
第 1 節	災害応急活動体制	44
第 1	初動体制	44

第 2	災害対策本部	44
第 3	職員の動員・配備	45
第 4	市民向け緊急声明の発表	46
第 2 節	情報収集伝達計画	47
第 1	基本的な考え方	47
第 2	災害情報の通信連絡系統	48
第 3	津波に関する情報・津波警報・気象情報	49
第 4	被害情報及び防災情報の収集・伝達	54
第 5	関連情報の収集・伝達	55
第 3 節	災害情報の広報	56
第 1	災害時広報体制の確立	56
第 2	広報活動用資機材及び要員の確保	58
第 3	市による広報活動の実施要領	58
第 4	報道機関への発表・協力要請	59
第 4 節	自衛隊の災害派遣要請計画	60
第 1	災害派遣要請	60
第 2	災害派遣の要請先	60
第 3	災害派遣要請の手続	60
第 4	災害派遣の活動範囲	60
第 5	自衛隊との連絡	60
第 6	災害派遣部隊の受入体制及び撤収要請	60
第 7	経費負担区分	60
第 5 節	広域応援要請計画	61
第 1	応援要請の実施	61
第 2	応援受入体制の確保	62
第 3	消防機関の応援要請・受入体制の確保	62
第 4	他市町村被災時の応援	63
第 6 節	警備体制	64
第 1	津波警備体制	64
第 7 節	避難計画	65
第 1	避難指示を行う実施責任者	65
第 2	避難指示	65
第 3	避難の誘導等	66
第 4	指定避難所の開設	67
第 8 節	緊急輸送体制	69
第 1	緊急輸送の優先順位	69
第 2	緊急輸送道路等の確保	69

第 3	輸送車両等の確保	70
第 4	交通規制計画	71
第 9 節	消防・救助救急・水防活動	72
第 1	消防活動	72
第 2	救助・救急活動	73
第 3	水防活動	73
第 4	海上災害対策活動	73
第 10 節	応急医療計画	74
第 1	情報の収集・提供	74
第 2	医療救護活動	74
第 3	後方医療活動	75
第 4	重症者等の搬送体制の確立	75
第 5	人工透析の供給等	76
第 6	医薬品・資機材等の確保	76
第 7	平常時医療救護体制への移行	77
第 11 節	燃料対策	78
第 1	連絡体制の確保と情報の収集	78
第 2	災害応急対策車両への燃料の供給	78
第 3	燃料の確保等	79
第 12 節	危険物等災害防止対策	80
第 1	危険物等流出対策	80
第 2	石油類等危険物保管施設の応急措置	80
第 3	高圧ガス取扱施設の応急措置	81
第 4	毒劇物取扱施設の応急措置	81
第 13 節	避難生活の健康管理	82
第 1	健康管理	82
第 14 節	ボランティア活動支援計画	83
第 1	市及び市社会福祉協議会の役割	83
第 2	ボランティアの活動内容等	83
第 15 節	被災者救援計画	84
第 1	ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供	84
第 2	食糧の供給	85
第 3	生活必需品等の供給	86
第 4	応急給水の実施	87
第 5	義援物資対策	88
第 16 節	要配慮者等対策	89
第 1	基本方針	89

第 2	高齢者対策	90
第 3	障害者対策	90
第 4	乳幼児対策	91
第 5	その他要配慮者対策	92
第 6	帰宅困難者対策	92
第 7	愛玩動物の保護対策	93
第 17 節	応急教育計画	94
第 1	応急教育の基本方針	94
第 2	災害発生初期の緊急措置	94
第 3	第一期応急教育の実施	95
第 4	第二期応急教育の実施	95
第 5	文化財の保護	96
第 18 節	災害救助法の適用	97
第 1	災害救助法の適用基準	97
第 2	滅失（り災）世帯の算定	97
第 3	災害救助法の適用手続	97
第 4	災害救助法による救助の実施	97
第 5	救助業務の実施者	97
第 19 節	建築物の応急復旧計画	98
第 1	基本方針	98
第 2	建築物の震災後対策	99
第 3	被災建物の補修・解体	100
第 4	仮設住宅の建設等	101
第 20 節	生活関連施設等の応急復旧計画	102
第 1	道路・橋梁の応急復旧	102
第 2	港湾・漁港の応急復旧	102
第 3	鉄道施設の応急復旧	103
第 4	河川・砂防・治山・農業施設の応急復旧	103
第 5	電力施設の応急復旧	104
第 6	通信施設の応急復旧	104
第 7	ガス施設の応急復旧	105
第 8	水道施設の応急復旧	105
第 9	下水道施設の応急復旧	106
第 10	その他公共施設等の応急復旧	106
第 21 節	清掃・汚染防止計画	107
第 1	ごみの処理	107
第 2	し尿の処理	107

第 3	がれき等の処理	108
第 4	災害時の環境保全対策	109
第 22 節	防疫活動計画	110
第 1	防疫	110
第 2	保健	111
第 23 節	遺体の搜索・収容・埋葬	112
第 1	実施機関及び実施時期	112
第 2	実施内容	113
第 4 章	災害復旧・復興計画	
第 1 節	市民生活安定のための緊急措置	114
第 1	被災者の生活確保	114
第 2	中小企業復旧資金	115
第 3	農林漁業復旧資金	116
第 4	義援金品の受入・配分	116
第 2 節	住宅建設の促進	117
第 1	建設計画の作成	117
第 2	事業の実施	117
第 3	入居者の選定	117
第 3 節	被災者生活再建支援法の適用	118
第 1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	118
第 2	被災者生活再建支援法の適用基準等	118
第 3	支援金支給等	118
第 4 節	公共施設の災害復旧	119
第 1	公共施設の災害復旧事業	119
第 2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	119
第 3	解体、がれき処理	119
第 5 節	激甚災害の指定	120
第 1	激甚災害指定の手続	120
第 2	激甚災害に関する被害状況等の報告	120
第 3	激甚災害指定の基準	120
第 4	特別財政援助額の交付手続	120
第 6 節	復興計画の作成	121
第 1	事前復興対策の実施	121
第 2	震災復興対策本部の設置	121
第 3	震災復興方針・計画の策定	121
第 4	震災復興事業の実施	121